

(9) 高気圧作業安全衛生規則

対象業務	高圧室内作業	潜水業務 水を入れる槽	対象業務	高圧室内作業	潜水業務 水を入れる槽
定	1	○	発破を行った場合の措置	25	○
作業室の気積	2	○	火傷等の防止	25の2	○
気室の床面積	3	○	刃口の下方の制限	25の3	○
および気積	3	○	高圧室内作業主任者の携行器具	26	○
送気管の配管等	4	○	潜水時	27	○
送気管の配管等	4	○	送気量および送気圧	28	○
送気管の配管等	5	○	ポンペからの給気を受けて行う潜水業務	29	○
送気管の配管等	6	○	圧力調整器	30	○
送気管の配管等	7	○	浮上の速度等	31	○△
送気管の配管等	7の2	○	浮上の特例等	32	○△
送気管の配管等	7の3	○	さがり綱	33	○
送気管の配管等	7の4	○	設備等の点検および修理	34	○
送気管の配管等	8	○	純酸素の使用制限	35	○
送気管の配管等	9	○	連絡員	36	○
送気管の配管等	10	○	潜水業者の携行物等	37	○
送気管の配管等	11	○	健康診断	38	○
送気管の配管等	12	○	健康診断の結果	39	○
送気管の配管等	13	○	健康診断結果報告	40	○
送気管の配管等	14	○	患者の就業禁止	41	○
送気管の配管等	15	○	再圧室の設置	42	○
送気管の配管等	16	○	立入禁止	43	○
送気管の配管等	17	○	再圧室の使用	44	○
送気管の配管等	18	○△	再圧室の点検	45	○
送気管の配管等	19	○△	危険物等の持込禁止	46	○
送気管の配管等	20	○			
送気管の配管等	20の2	○			
送気管の配管等	21	○			
送気管の配管等	22	○			
送気管の配管等	22の2	○			
送気管の配管等	23	○			
送気管の配管等	24	○			

(注) 1 △印は、ゲージ圧0.1MPaを超える気圧下の作業もしくは水深10m以上の場所において行う潜水業務についてのみ適用する項が含まれている。
2 計画の届出に関する規定については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。

(10) 酸素欠乏症等防止規則

イ 一般的防止措置

酸素欠乏危険場所 (安衛法施行令 別表第6)	防止措置の内容	酸素欠乏症等防止規則 イ 一般的防止措置													
		1	2	3	3の2	3の3	4	5	6	7	8	9	10	11	
酸素欠乏危険場所 (安衛法施行令 別表第6)	酸素の濃度の測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	硫化水素の濃度の測定					○									
	測定器具の備付け	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	換気(酸素濃度18%以上に)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	換気(硫化水素濃度10ppm以下)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保護具の使用等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安全帯等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保護具等の点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	人員の点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	関係者以外の立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	近接する作業場所との連絡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	特別の教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監視人等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	緊急時の避難	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	避難・救出用具の備付け等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	救出作業時の空気呼吸器の使用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	診療および処置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○